

## 令和 5 年 第 7 回白石町農業委員会議事録（閲覧用）

1. 開催日時 令和 5 年 7 月 5 日（水） 午前 9 時 02 分～ 10 時 20 分

2. 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3. 出席委員（37 人）

1 番 木下善明 委員	2 番 溝口俊弘 委員	3 番 外尾正則 委員
4 番 藤井啓二 委員	5 番 森口弘実 委員	6 番 大串 勝 委員
7 番 川崎勝巳 委員	8 番 渕上 誠 委員	9 番 久原 勤 委員
10 番 川崎哲朗 委員	11 番 池上勝文 委員	12 番 川崎正明 委員
13 番 橋本重吉 委員	14 番 香月幸雄 委員	15 番 山下正行 委員
16 番 江口和広 委員	17 番 土井哲夫 委員	18 番 津田 保 委員
19 番 森 邦之 委員	20 番 有田勝也 委員	21 番 川崎敏樹 委員
22 番 中村康則 委員	23 番 香月伸幸 委員	24 番 溝上博信 委員
25 番 岩石 学 委員	26 番 川崎照子 委員	27 番 田口千津子委員
28 番 片渕秋正 委員	29 番 香月藤芳 委員	30 番 香月一夫 委員
31 番 松尾利助 委員	32 番 光武直広 委員	33 番 筒井政信 委員
34 番 外尾美津子委員	35 番 一ノ瀬美佐子委員	36 番 津田裕之 委員
37 番 片渕久司 委員		

4. 欠席委員（0 人）

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2

- 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 2 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 3 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 4 令和 5 年白石町農用地利用集積計画（6 号）の承認決定について
- 5 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告

業務連絡事項

- 1 令和 5 年第 7 回農業委員会総会の日時及び場所  
日時・場所…令和 5 年 7 月 5 日（水）9 時 00 分 白石町役場 3 階大会議室
- 2 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原正好
課長補佐兼農地農政係長	石田善人
農地農政係長	岩永 崇

農地農政係

香月麻里

7. その他出席職員

農業振興課 農政係

淵上悦子

大串凌平

## 8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和 5 年 7 月第 7 回白石町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、欠席者もいらっしゃらず、全員出席でございます。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。

それではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、1 番 木下善明 委員、35 番 一ノ瀬美佐子 委員を指名いたします。

これより議事に入ります。

---

### = 議案番号第 109 号 =

議長 それでは、1. 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 109 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 1 ページ、議案番号第 109 号です。

権利の種類は所有権移転、売買でございます。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望で、総額〇〇円、10 a 当たりの対価は〇〇円です。

この案件につきましては、譲渡人が、以前から譲受人が経営する工場の建物等により、田んぼが日陰となっているところでございました。それで、乾きが遅いというところで、譲受人が買い取ることで、両者合意がされているところでございます。

議案の位置図は、1 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 6 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、譲渡人から申請地に隣接する工場の代表者である譲受人へ売り渡

すための申請となります。

申請地は、譲受人が以前から農地法第 3 条で、取得を希望されていましたが、5 反要件の関係によって、取得を断念されていましたが、その後、工場従業員の駐車場を整備したいと、農地法第 5 条で申請されましたが、計画を変更され、取下げられた農地です。譲受人は、販売農家ではありませんが、家庭菜園を永く作られており、今後、農地を取得して、自家消費の野菜を作りたいとのことで、今後、キャベツ、レタス、トマト等、野菜全般を作られる予定です。

譲受人は、今後も周辺地域の方々と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 109 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 109 号は申請 どり当委員会において許可することに決定いたします。

＝議案番号第 110 号＝

議長 続きまして、議案番号第 110 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 110 号です。

権利の種類は所有権移転、売買でございます。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人・譲受人の要望で、総額〇〇円、10 a 当たりの対価は〇〇円です。

こちらも、譲受人・譲渡人の合意の下というところでございます。

議案の位置図は、2 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番、〇〇委員。

委員 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 6 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、譲渡人より、自宅から耕作地が離れているため、申請地に隣接してお住いの譲受人へ売渡すための申請となります。

なお、余談にはなりますが、所有者の〇〇さんは白石地区でありまして、耕作がやりにくいということで、あっせんの申出をなされておりました。あっせんの申出がありましたので、地元の方々に、ずっとあたっておりました。あつたのですが、なかなか購入するという方がいらっしやいませんでしたので、ここに書いてありますように、隣接する〇〇さんにも、ちょっとどうかできませんかと相談をさせていただいたという経緯があります。そういったなかで、譲受人は現在、野菜、果樹を作付けされ、288 m<sup>2</sup>の規模、家庭菜園程度で、そこで、収入を得ているわけではございませんが、以前は米麦の作付けをされていた経験がありましたが、会社が忙しくなり、作付けをやめられていました。しかしながら、現在、会社も後継者がメインで経営されており、余力が出てきたことと自宅の裏ということでございますので、それならば、作付を再開したいとのこと。譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 110 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 110 号は申請どおり当委員会において許可することに決定いたします。

＝議案番号第 111 号＝

議長 続きまして、議案番号第 111 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 111 号です。  
権利の種類は所有権移転、贈与でございます。  
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。  
申請の事由は、譲渡人・譲受人の要望です。

議案の位置図は、3 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。  
地元農業委員として 6 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。  
事務局により説明がありましたとおり、申請地は、譲渡人譲受人双方の要望による農地の贈与です。  
譲受人は現在、水稻、麦を中心に約 0.75ha の規模で営農されています。  
譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断いたします。  
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 111 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 111 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 112 号＝

議長 続きまして、議案番号第 112 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 112 号です。  
権利の種類は所有権移転、贈与でございます。  
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。  
申請の事由は、譲渡人・譲受人の要望です。  
議案の位置図は、4 ページをご覧ください。  
以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として6月30日に事務局と現地確認を行いました。

事務局により説明がありましたとおり、申請地は、譲渡人譲受人双方の要望による農地の贈与であります。

譲受人は現在、水稻、麦を中心に約0.46haの規模で営農されています。

譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第112号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第112号は申請どおり当委員会において許可することに決定いたします。

＝議案番号第113号＝

議長 続きまして、議案番号第113号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第113号です。

権利の種類は所有権移転、売買でございます。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、不動産競売による購入で、令和5年第3回白石町農業委員会総会、議案番号第58号の買受適格申出者の承認をいただいております、総額○○円、10a当たりの対価は○○円です。

議案の位置図は、5ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
○番、○○委員。

委員       ○番の〇〇です。  
地元農業委員として6月30日に事務局と現地確認を行いました。  
競売で落札された農地の所有権移転の申請です。  
譲受人は以前から賃貸借契約を結んで耕作をなされており、引き続き周辺地域と協力して耕作することを約束されていますので、所有権移転については問題ないと判断します。  
ご審議をお願いします。

議長       ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長       ないようですので採決に入ります。議案番号第113号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長       ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第113号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第114号＝

議長       続きまして、議案番号第114号を事務局に説明を求めます。

事務局長   議案番号第114号、議案書は2ページです。  
権利の種類は、使用貸借権設定です。  
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。  
申請の事由は、後継者に対し使用貸借権の再設定です。  
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長       事務局の説明が終わりました。  
これにつて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長       ないようですので採決に入ります。議案番号第114号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 114 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

---

＝議案番号第 115 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 115 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 115 号です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分について①は、第 1 種農地、②と③につきましては、第 3 種農地。

農地区分の該当事項について①は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地、②及び③につきましては、高速自動車国道その他自動車のみの交通の用に供する道路のインターチェンジから概ね 300m 以内の農地でございます。

許可基準の該当事項としまして①は、既存の施設の拡張、②及び③は、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、6 ページから 7 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 6 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。

今回は、宅地進入路、農業用倉庫、耕作用通路を目的とした申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 115 号に賛成の方の挙手を求めま

す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 115 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝議案番号第 116 号＝

議長 続きまして、3.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第 116 号、この案件につきましては、30a を超える農地転用で、常設審議委員会付議事項となります。

当該案件の申請者である株式会社〇〇氏におかれては、この要請に応じてお越し  
いただいております。

〇〇氏の入室をお願いします。

説明者入室

議長 議案番号第 116 号についてまず、事務局から説明を行い、続いて地元委員の補足説明を行います。その後、質問や補足等あれば〇〇様から発言の方お願いいたします。

議案番号第 116 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案 3 ページ、議案番号第 116 号。

権利の種類は、賃借権設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 3 種農地。

農地区分の該当事項は、高速自動車国道その他自動車のみの交通の用に供する道路のインターチェンジから概ね 300m 以内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8 ページから 9 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番、〇〇委員。

委員        ○番の○○です。  
              地元農業委員として 6 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。  
              今回は、ホームセンター及び駐車場を目的とした申請となっています。  
              周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、  
              転用はやむを得ないと判断いたします。  
              ご審議をお願いします。

長            ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
              ○○様、補足等あれば説明をお願いします。

説明者から補足説明

議長        ありがとうございます。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長        ないようですので採決に入ります。○○様の退席をお願いします。

説明者退室

議長        議案番号第 116 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長        ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 116 号は原案のとおり申請  
              を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 117 号＝

議長        続きまして、議案番号第 117 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 117 号。  
              権利の種類は、使用貸借権設定です。  
              申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。  
              農地区分は、第 1 種農地。  
              農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でござ  
              います。  
              許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。  
              土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、  
              申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、10 ページから 11 ページをご覧ください。  
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
○番、○○委員

委員 ○番の○○です。  
地元農業委員として 6 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。  
今回の転用は、借受人が建設用資材置場として使用するための申請です。  
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、耕作者からも同意を得られている  
ことから、転用はやむを得ないと判断いたします。  
なお、以前から、建設用資材置場として無断で転用されていたことについては十分  
指導しております。  
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 117 号に賛成の方の挙手を求めま  
す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 117 号は原案のとおり申請  
を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

= 議案番号第 118 号 ～ 議案番号第 123 号 =

議長 続きまして、4.「農業振興地域整備計画の 27 号振興計画及び農用地利用計画の  
変更について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

農業振興課 農政係

おはようございます。農業振興課農政係の○○と申します。農業振興地域整備計  
画の担当をしております。

本日は農業振興地域整備計画の 27 号振興計画及び農用地利用計画の変更につい  
て、ご審議頂きたく議案を提出させていただいております。

こちらは、いわゆる農振除外に係るもので、こちらの制度では、関係機関である

農業委員会からの意見徴収が法により定められています。

今回の案件につきましては、農業振興地域整備計画に関する法律に基づいて要件を確認し、県との事前の協議を行ったうえで提出させていただいております。

早速ですが、今回の除外案件が 5 件、編入が 1 件となっております。

議案の内容としては、

議案番号 118 号 申請者は〇〇さん、変更理由は農家分家住宅、駐車場、庭、宅地進入路として利用するためです。

議案番号 119 号 申請者は〇〇さん 変更理由は型枠大工用資材倉庫、従業員等駐車場、資材置場として利用するためです。

議案番号 120 号 申請者は〇〇さん、変更理由は農家分家住宅、農業用資材置場、農業用機械置場、駐車場として利用するためです。

議案番号 121 号 申請者は〇〇さん、変更理由は農家分家住宅、駐車場として利用するためです。

議案番号 122 号 申請者は〇〇さん、変更理由は建設業用資材置場の拡張のためです。

詳細は別紙位置図詳細 13 ページから 24 ページをご覧ください。

農地転用するための農用地域（農振青地）からの除外は、農用地域内の土地確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼさないようにする観点から、次の 5 要件をすべて満たす場合に限り除外可能となっております。

5 要件としては、

- 1 農地転用が必要かつ規模が適当であって、農用地域以外の土地をもって代えることが困難であること。
- 2 農用地域内の農用地の集団化や農作業の効率化等、農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 3 認定農業者等の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 4 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 5 農業生産基盤整備事業（農業用排水施設の新設・変更、区画整理、農用地造成、埋め立て等）の工事完了後 8 年を経過していること。

となっております。

以上の観点から考慮しまして、議案番号 118 号から議案番号 122 号までの農振除外 5 件は承認が相当と判断いたします。

また、議案番号 123 号 申請者は〇〇さんの編入 1 件は白石町の農業振興計画上必要と考えられる農地であるため、承認が相当と判断いたします。詳細は別紙位置図詳細 25 ページから 26 ページをご覧ください。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。まず、除外の議案番号第 118 号から 122 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。除外の議案番号第 118 号から第 122 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、除外の議案番号第 118 号から 122 号は当委員会で承認することに決定いたします。

議長 次に、編入の議案番号第 123 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。編入の議案番号第 123 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、編入の議案番号第 123 号は当委員会で承認することに決定いたします。

---

＝ 議案番号第 124 号 ＝

議長 続きまして、5. 議案番号第 124 号「令和 5 年白石町農用地利用集積計画（7 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第124号の「農用地利用集積計画（7号）の承認決定について」ご説明いたします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は3件となっております。

詳細は1ページをご覧ください。

つづきまして、「利用権設定関係」でございます。

2ページから3ページに相對での設定が18件、4ページから8ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が43件、合わせて61件の計画が提出されており、賃借権設定が58件、使用貸借権設定が3件となっております。

区分の内訳として新規が37件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが10件ありました。再設定は24件でした。

今回の利用権の総面積は328,580㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが17件、会社法人によるものが1件、農地中間管理機構によるものが43件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たすものとして、64件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。  
所有権移転について審議します。  
質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 124 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 124 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 利用権設定について審議します。  
これについては、議事参与の制限がございます。  
○番、○○委員、○番、○○委員、○番、○○委員、については、該当する整理番号で発言を控えていただきます。  
質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 124 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 124 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

---

＝ 議案番号第 125 号 ～ 議案番号第 128 号 ＝

議長 続きまして 6. 「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 125 号から議案番号第 126 号及び農地の借受希望、議案番号第 127 号から議案番号第 128 号について、続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 ご説明いたします。議案書 5 ページ。  
まず、農地の売渡し希望でございます。  
議案番号第 125 号。  
申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、六府方区の〇〇氏です。  
申請理由は、体調不良のための農地処分でございます。  
議案の位置図は、24 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 126 号。  
申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、新拓 4 号の〇〇氏です。  
申請理由は、高齢のための農地処分でございます。  
議案の位置図は、25 ページから 27 ページをご覧ください。

続きまして、農地の借受希望です。  
議案番号第 127 号。  
あっせん申出者は、戸ヶ里の有限会社〇〇です。  
申請理由は、経営規模拡大のためで、希望は 10ha の有明地域内の農地で、作付  
作目は、米・麦・大豆・玉葱キャベツです。

続きまして、議案番号第 128 号。  
あっせん申出者は、鹿島市の〇〇氏です。  
申請理由は、新規就農のためで、希望は町内全域の農地で、希望面積は 3ha、作  
付作目は、ブロッコリー・赤しそを耕作予定です。また赤しそは、自宅で加工して  
出荷する予定だそうです。

以上、議案第 125 号から議案第 128 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん  
委員を 2 名指名すると定めてありますので、議案番号第 125 号から議案第 128 号  
まで、ご審議のほどよろしく願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一  
人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議がたよろしく願いします。

議長 議案番号第 125 号から議案番号第 128 号まで、事務局の説明が終わりました。あ  
っせん委員 2 名の選任についてよろしく願いします。

議長 議案番号第 125 号。  
委員 ○番、〇〇委員、○番、〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 126 号  
委員 ○番、○○委員、○番、○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 127 号  
委員 ○番、○○委員、○番、○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 128 号。  
委員 ○番、○○委員、○番、○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。  
議案番号第 125 号 ○番、○○委員、○番、○○委員  
議案番号第 126 号 ○番、○○委員、○番、○○委員  
議案番号第 127 号、○番、○○委員、○番、○○委員、  
議案番号第 128 号 ○番、○○委員、○番、○○委員

議長 事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 議案書に書いておりますけど、確認の意味で、議案番号第 125 号は○○、議案番号第 126 号は○○、議案番号第 127 号は○○、議案番号第 128 号は ○○です。  
連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

---

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)  
1 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)  
業務連絡事項  
(令和 5 年 第 8 回農業委員会臨時総会の日時及び場所)  
1 日時・場所 … 令和 5 年 7 月 20 日 (木) 9 時 00 分 白石町役場 3 階大会議室  
  
(令和 5 年 第 9 回農業委員会総会の日時及び場所)  
2 日時・場所 … 令和 5 年 8 月 5 日 (月) 9 時 00 分 白石町役場 3 階大会議室

### 3 その他 …

事務局長 今期農業委員の皆様方の最後の総会という事で、副町長が挨拶を申し上げます。

副町長 皆さん、こんにちは。本日は、任期最後の総会お疲れさまでした。  
田島町長が公務で出張しており、挨拶を預かっておりますので、私の方から披露させていただきます。  
農業委員の皆さんには、地域の農業者、また住民の代表として3年の任期ではございますが白石町農業の活性化に向けた活動にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

平成28年の農業委員会に関する法律の一部改正によりまして、議会の同意を得て町長が任命するかたちとなりました。選任の方法こそ変わりはしましたけれども、皆様方は地域の方々より推薦を受けられ、地域の代表として誠実に業務にあたっていただきました。

農業委員の仕事というのは農地の問題だけに留まらず、広く町政全般についても様々な相談にも対応していただいていたかというふうに思います。

地域の農業事情に精通された皆様方には担い手への農地集積や集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進といったことなどを推進していただきました。

早くから言われております農業者の高齢化や担い手不足などの問題は、本町でも重要な問題でございます。農業農村のかたちが時代とともに変わってまいりましても白石町の基本理念である人と大地がうるおい輝く豊穰のまちを未来へ引き継ぐことは我々の役目であるというふうに思います。

今期までで、お辞めになる委員の皆様16名、引き続き続けていただく委員の皆様21名、今後とも白石町の農業のため、今まで同様にご支援いただければと存じます。

最後になりますが、白石町農業がますます発展していきますよう、皆様のご活躍とご健勝を祈念申し上げまして挨拶といたします。ありがとうございました。

#### 局長からお礼の言葉

事務局長 令和3年4月からこの農業委員会へ配属となり、今期の農業委員の皆様方には、様々な面で助けていただき、大変お世話になりました。衷心からお礼申し上げます。

また、再任される委員の皆様におかれましては、引き続きお世話になりますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時20分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員